

○八千代市総合グラウンドの設置及び管理に関する条例

平成25年12月24日

条例第22号

改正 平成26年6月30日条例第20号

平成29年9月29日条例第23号

令和元年6月28日条例第1号

令和4年3月25日条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定により、八千代市総合グラウンド(以下「総合グラウンド」という。)の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第1条の2 この条例において「消費税等相当額」とは、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定に基づき消費税が課される金額に同法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た額(以下この条において「消費税額」という。)及び消費税額に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額をいう。

(令元条例1・追加)

(設置)

第2条 市は、スポーツ及びレクリエーションの推進を図り、もって市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与するため、八千代市総合グラウンドを設置する。

(名称及び位置)

第3条 総合グラウンドの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
八千代市総合グラウンド	八千代市村上2,413番地

(業務)

第4条 総合グラウンドの業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) スポーツ及びレクリエーションの推進を図るための事業の実施に関すること。
- (2) スポーツ及びレクリエーションの活動を行うための施設及び設備の提供に関すること。
- (3) スポーツ及びレクリエーションに関する講習会、研修会等を開催し、又はこれらの

ための施設及び設備の提供に関すること。

- (4) その他総合グラウンドの設置の目的を達成するために必要な業務
(指定管理者による管理)

第5条 総合グラウンドの管理は、法人その他の団体であって、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第4条各号に掲げる業務
- (2) 総合グラウンドの利用の許可に関する業務
- (3) 総合グラウンドの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が総合グラウンドの管理上必要と認める業務
(指定管理者の指定の申請)

第7条 第5条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に次に掲げる書面を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書面
(指定管理者の指定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 事業計画書による総合グラウンドの管理が市民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が総合グラウンドの設置の目的を効果的かつ効率的に達成できるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った総合グラウンドの管理を安定して行う能力を有するものであること。

(事業報告書の作成及び提出)

第9条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 総合グラウンドの管理業務の実施状況及び利用状況に関する事項
- (2) 総合グラウンドの管理に係る経費の状況に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、総合グラウンドの管理の実態を把握するため市長が必要と認める事項

(休業日)

第10条 総合グラウンドの休業日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時に開業し、又は休業することができる。

- (1) 火曜日（火曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日以後の最初の休日でない日）
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(開設時間)

第11条 総合グラウンドの開設時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

(利用の許可)

第12条 総合グラウンドを利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、総合グラウンドの管理上必要な条件を付することができる。

(利用の不許可)

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、総合グラウンドの利用を許可しないことができる。

- (1) その利用が総合グラウンドの設置の目的に反するとき。
- (2) その利用が公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (3) その他総合グラウンドの管理上支障があるとき。

(利用の許可の取消し等)

第14条 指定管理者は、第12条第1項の規定による利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又はその許可に係る利用を制限することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 第12条第2項の規定による条件に違反したとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正の手段により利用の許可を受けた事実が明らかになったとき。

(4) その他総合グラウンドの管理上支障があると認められるとき。

(原状回復義務)

第15条 利用者は、その利用を終了したときは、直ちに施設を原状に復さなければならない。前条の規定により、利用の許可を取り消され、又はその許可に係る利用を制限されたときも、同様とする。

(損害賠償義務)

第16条 総合グラウンドの施設又は設備に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。

(使用料)

第17条 利用者は、別表に定めるところにより算出した額（10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）を使用料として納入しなければならない。

(使用料の減免)

第18条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不返還)

第19条 既に徴収した使用料は、還付しない。ただし、市長が必要と認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(秘密保持義務)

第20条 指定管理者の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、総合グラウンドの管理の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。

(市長による管理)

第21条 市長は、指定管理者の指定を受けるものがないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、第5条の規定にかかわらず、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、臨時に総合グラウンドの管理の業務の全部又は一部を行うものとする。

2 前項の場合における第10条ただし書及び第11条ただし書の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長が特に必要があると認めるときは」とする。

3 第1項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に施設の利用の許可が含まれるときに限る。）における第12条から第14条までの

規定の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第12条第1項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について指定管理者の許可を受けている場合は、この限りでない」とする。

- 4 第1項の規定により市長が管理の業務の全部又は一部を行った後、指定管理者が当該業務を行うこととなった場合における第12条第1項の規定の適用については、同項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について市長の許可を受けている場合は、この限りでない」とする。

(平26条例20・追加)

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、総合グラウンドの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

(平26条例20・旧第21条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年9月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第5条の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても、第7条及び第8条の規定により行うことができる。

附 則 (平成26年条例第20号)

この条例は、平成26年9月1日から施行する。

附 則 (平成29年条例第23号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年条例第1号)

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 (令和4年条例第1号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別表 (第17条)

(平29条例23・令元条例1・令4条例1・一部改正)

使用区分				使用単位	金額	
施	ト	専	アマチュア・スポ	入場料等を徴収しな	1時間につき	円

設 使 用	ラ ッ ク ・フ ィ ー ル ド	ーツ及びレクリエ	い場合		1,463
		ーションに使用する	入場料等を徴収する		4,408
		る場合	場合		
		アマチュア・スポ	入場料	営利を目的と	4,408
		ーツ及びレクリエ	等を徴	しない場合	
		ーション以外に使用	収しな	営利を目的と	8,815
用する場合	い場合	する場合			
		入場料	営利を目的と	13,223	
		等を徴	しない場合		
		収する	営利を目的と	26,454	
		場合	する場合		
個 人 使 用	一般			1回につき	130
	高校生（高等学校（中等教育学校の後 期課程，特別支援学校の高等部及び専 修学校の高等課程を含む。）に在学す る者をいう。以下同じ。）・大学生（大 学（高等専門学校及び専修学校の専門 課程を含む。）に在学する者をいう。 以下同じ。）				84
	小学生（小学校（義務教育学校の前期 課程及び特別支援学校の小学部を含 む。）に在学する者をいう。以下同 じ。）・中学生（中学校（義務教育学 校の後期課程，中等教育学校の前期課 程及び特別支援学校の中学部を含む。） に在学する者をいう。以下同じ。）				65
会議室			1時間につき	93	
設 備 使 用	放送設備			1回につき	1,260
	照明灯			30分につき	3,704

備考

- 1 使用単位当たりの使用料の額は、この表の金額の欄に定める額に消費税等相当額を加えた額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 2 アマチュア・スポーツ及びレクリエーションで入場料等を徴収しない場合並びにアマチュア・スポーツ及びレクリエーション以外で入場料等を徴収せず営利を目的としない場合においては、小学生・中学生の専用使用料の額は当該区分の額に2分の1を乗じて得た額、高校生・大学生の専用使用料の額は当該区分の額に3分の2を乗じて得た額とする。
- 3 土曜日、日曜日又は休日にトラック・フィールドを利用する場合のトラック・フィールドの使用料の額は、当該区分の額に100分の20を乗じて得た額を加算する。
- 4 フィールドの半面のみを利用する場合のフィールドの専用使用料の額は、当該区分の額に2分の1を乗じて得た額とする。
- 5 照明灯の半分のみを利用する場合の照明灯の設備使用料の額は、当該区分の額に2分の1を乗じて得た額とする。
- 6 使用時間を超えた場合の使用料の額は、1時間（1時間未満のときは、1時間とする。）につき当該区分の額の1時間相当額とする。ただし、照明灯の設備使用料の額については、30分（30分未満のときは、30分とする。）につき当該区分の額（前項の規定に該当する場合は、同項の規定により算出された額）の30分相当額とする。